

平成16年10月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 年(ワ)第 号 保険金請求事件

口頭弁論終結日 平成16年7月14日

判 決

原 告	有限会社
同 代 表 者 取 締 役	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	井 関 和 雄
被 告	
同 代 表 者 代 表 取 締 役	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	松 坂 祐 輔
同	大 下 信
同	岡 和 彦
主 文	

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、1776万5427円及びこれに対する平成14年5月25日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、不動産業及び古美術商を営む原告が、被告との間で、原告が所有する別紙物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)及び本件建物内収容の機械設備什器備品(以下「本件什器備品」という。)並びに本件建物内収容の商品(以下「本件商品」という。)につき、2件の店舗総合保険契約(証券番号

及び。以下、前者を「本件契約1」、後者を「本件契約2」といい、両者を合わせて「本件各契約」という。)を締結していたところ、火災により本件建物、本件什器備品及び本件商品が全焼したとして、被告に対し、本件各契約に基づき、保険金合計1776万5427円(本件建物に係る損害保険金530万4213円、本件什器備品に係る損害保険金738万5378円、本件各契約に基づく残存物取り片付け費用保険金126万8959円及び臨時費用保険金380万6877円の合計)及びこれに対する本件訴状送達の日(翌日)である平成14年5月25日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 争いのない事実等

(1) 当事者等

ア 原告は、不動産の売買、賃貸及び管理並びに家具及び美術品の販売を行う有限会社である。

原告の代表者取締役はであるが、同人の夫である(以下「」という。)が原告の実質上の経営者である。

(以下「」という。)は原告の従業員である。

イ 被告は、損害保険事業等を業とする株式会社である。

ウ こと(以下「」という。)は、被告の保険代理店の業務を行う者である。

(2) 保険契約の締結

原告と被告とは、のあっせんにより、次のとおり2件の保険契約(本件各契約)を締結した(甲3、甲4の1、2)。

ア 店舗総合保険契約(本件契約1)

(ア) 契約年月日 平成11年3月5日

(イ) 保険の目的

a 本件建物(保険証券上の表示は鉄骨金属板張カラーベスト葺平屋建



被告は、次に掲げる事由によって生じた損害又は傷害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金、残存物取り片付け費用保険金等）を支払わない（1項）。

a 保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人（保険契約者又は被保険者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の故意若しくは重大な過失又は法令違反（1項(1)）。

(ウ) 3条（保険の目的の範囲）

この保険契約における保険の目的は保険証券記載の建物又はこれに収容される動産とする（1項）。

貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個又は1組の価額が30万円を超えるものは、保険証券に明記されていないときは、保険の目的に含まれない（3項(2)）。

(エ) 8条（臨時費用保険金の支払額）

被告は、損害保険金の30パーセントに相当する額を臨時費用保険金として支払う。ただし、1回の事故につき1構内ごとに500万円を限度とする。

(オ) 9条（残存物取り片付け費用保険金の支払額）

被告は、損害保険金の10パーセントに相当する額を限度とし、残存物取片付け費用の額を残存物取片付け費用保険金として支払う。

(カ) 26条（損害又は傷害発生の場合の手續）

保険契約者又は被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、これを被告に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に被告の要求するその他の書類を添えて、損害の発生を通知した日から30日以内に被告に提出しなければならない（1項）。

被告は、保険契約者又は被保険者が正当な理由がないのに第1項の規

定に違反したとき又は提出書類につき知っている事実を表示せず若しくは不実の表示をしたときは、保険金を支払わない（4項）。

(3) 保険金請求及び本訴に至る経緯

ア 平成11年12月23日午後10時ころ、本件建物内部での出火を原因として本件建物に火災（以下「本件火災」という。）が発生し、本件建物及び本件建物の内容物は全焼した（甲6）。

イ 原告は、被告に対し、平成12年2月4日、本件各契約に基づいて保険金の請求（以下「本件保険金請求」という。）をするとともに、同日、同月23日、同年3月3日及び同月14日、本件火災により本件各保険契約に係る保険の目的に生じた損害に関する書類を提出し、最終的に本件火災による損害を本件建物について1億1930万円、本件什器備品について合2552万0770円、本件明細記載商品を含む本件商品について1億7194万円と申告した（乙13ないし33）。その後、同年6月にも、原告は、被告の求めに応じ、被告に対し、本件保険金請求に係る書類を追加して提出している（乙34ないし38）。

ウ 被告は、原告に対し、平成13年7月10日付けで、本件保険金請求につき、被告が原告から提出された資料を調査したところ、本件火災による損害の合計は原告の申告する損害の合計金額に到底及ばないものであり、原告の申告内容はその信ぴょう性に多大の疑義があり損害立証のための基本的要件を欠くから、本件約款26条4項に基づき保険金の支払をしない旨通告した（甲36）。

エ 原告は、本訴において、本件建物に係る損害保険金として530万4213円（本件建物の平成11年度固定資産税評価額）、本件什器備品に係る損害保険金として738万5378円、残存物取り片付け費用保険金として126万8959円、臨時費用保険金として380万6877円、以上合計1776万5427円の支払を求める。



と判断される油成分が検出された。油成分が検出された検体の採取場所には本件明細記載商品である本件大黒像等の設置場所も含まれており、このことから、放火犯が多額の保険金を掛けた本件明細記載商品を焼損させようとした意図が明らかにかがえる。以上の点から、本件火災は、内部者による放火によるものと考えられる。

(イ) ■■■の妻で原告の代表者である■■■及び長男の■■■は、平成9年10月に自己破産の申立てを行っているし、■■■も合計16億6487万1870円の負債を負っており、同人にはこれを返済する資力はない。このような状況の下において、原告が平成11年6月30日に本件明細記載商品6点を3500万円で購入し、しかもその代金を■■■の手持ちの現金で一括して支払ったなどということはありません。原告が証拠として提出した領収書3枚のうち、■■■及び■■■名義の2枚は偽造されたものであり、■■■名義の1枚も偽造である可能性が高い。

仮にこれらの商品が真実価値のあるものであれば、原告の債権者により差し押さえられるはずであるが、上記差し押えがされていないことは、これらの商品が競売手続費用すらまかなえない程度の価値しかないものであることを示している。

また、■■■も自己破産の申立てを行っている。さらに、■■■の債権者の中には■■■の長女や妻がいること、原告が■■■所有車両の廃車、解体作業を行っていること、■■■が破産管財人との連絡を絶って居住していたところが■■■がオーナーである■■■株式会社（以下「■■■」という。）の所有物件であったこと、■■■が正式に許可を求めた移転先も■■■の寮であることから、■■■と■■■との間に利害関係の結びつきがあることが見て取れる。

以上のとおり、原告の実質的経営者である■■■及び従業員である■■■は、ともに事実上の破産状態にあり、資金に窮していたことが明らかで

あることに加えて、原告は、すべての保険の目的にわたって過大かつ非現実的な金額の申告を偽造の領収証を提出するまでして行っていることや、本件火災によって利得を得る可能性があるのは原告のみであることからしても、原告に放火の動機が存することは明らかである。

(ウ) ■■■は、本件火災の翌日である平成11年12月24日に、井関弁護士に依頼して同人からファックスで在庫商品一覧表（乙19）の送付を受け、早々に損害申告の準備を始めている。この点につき、原告は、上記ファックス送信は消防署に対する収容物火災損害届出のためであったと主張するが、収容物火災損害届出書（乙8）による消防署への損害申告には上記在庫商品一覧表の内容は反映されていない。

(エ) 被告側では平成11年12月27日に本件火災現場を確認したが、その際、原告のオーナーである■■■に対し、翌朝高額商品の継続調査を行うこと、本件明細記載商品については焼残物であっても回収することを伝えていた。ところが、■■■は、その翌日の同月28日深夜に小火が発生したと称し、本件火災現場をブルドーザーでかき回すなどし、被告による焼残物の回収を主とした損害及び原因調査を妨害した。

また、■■■は、被告側からの提出請求書類の不提出等により、被告側による本件火災の原因及び損害の調査を妨害し続けている。

(オ) 以上の各事実に照らせば、本件火災は■■■又はその関係者の関与の下に発生したというべきであるから、被告は本件約款2条1項(1)に基づき、本件各契約に基づく保険金を支払う義務を有しない。

(カ) なお、原告は、■■■及び■■■は本件火災発生時にサウナ「■■■」（以下「■■■」という。）におり、その際酔った男性客がサウナ室で寝ていたのを助けたと主張している。しかし、■■■及び■■■が本件火災発生時に同サウナにいたことを示す領収書は再発行されたものであって、その数字（金額、入店時刻）は正確ではないし、■■■

■■■■の従業員は上記泥酔者介抱の事件を平成11年12月23日ないし24日のこととして記憶していたわけではないから、原告主張の事実だけをもって■■■及び■■■のアリバイは成立しない。

(原告の主張)

ア 本件火災の出火原因について

(ア) 放火

本件火災の出火原因としては放火が考えられるが、それは、後述するように、原告関係者以外の第三者による放火である。

(イ) 漏電

原告従業員は、平成11年12月21日ないし22日ころ、本件建物の室内で焦げるような臭いがしたため、■■■を呼び寄せ、天井配線に異常がないか調べてもらっており、漏電が本件火災の原因とも考えられる。原因判定書(乙4)は、コンセント及びコードリールからの漏電の可能性を否定するものの、本件火災の出火位置、出火箇所であるシャッター付近にある高い位置の配線からの漏電の可能性はなお否定されていない。

(ウ) スポットライト

原因判定書(乙4)によれば、本件火災の出火位置、出火箇所からすれば、本件スポットライトが本件火災の出火原因である可能性が指摘されているし、仮に本件スポットライトが出火原因であると考え、高位置がよく燃えて低位置が少ししか燃えていないこととも整合するのであるから、本件スポットライトからの出火の可能性はなお捨て難い。

イ 放火者について

(ア) 本件火災が第三者による放火であるとすれば、第三者が本件建物に侵入していなくてはならないところ、被告は■■■が本件火災発生直前に本件建物を施錠したとの供述をとらえて外部からの侵入はなかったと主張するが、原因判定書(乙4)によれば、玄関、シャッター、裏口ともに施

錠の有無は確認できていないとされる。本件建物への進入経路となり得る箇所としてはシャッター出入口、土間出入口、従業員の居室の裏出入口及び東側空地に面した引き戸窓ガラスがあるし、鍵については以前本件建物を3人の経営者に間貸ししていた際に同人らに土間出入口の鍵などを渡していたものの、その後同人らは鍵を持ったまま姿を消している。加えて、本件建物及びその敷地は夜間は無人で容易に侵入可能である。現に本件建物においては、犬の首輪の鎖を切断される事件及び盗難事件が発生しており、これらの事件は第三者の侵入があったことを物語る。

また、本件建物の南側に隣接して居住する■■■が、平成11年3月21日、灯油約18リットルを側溝に投棄し、同灯油は本件建物の敷地まで流出する事件があったこと、及び、本件火災現場付近では、平成10年から同11年ころまで、数回にわたり放火と思われる火災があったこと、からすると、本件火災が第三者の放火によるものと考えることができる。

本件火災発生直後に本件建物付近に停車していたワンボックスカーからも出火している事実は、同一時刻に同一犯人が建物及び自動車に火を放って逃走したことを推認させる。

(イ) 被告は、原告関係者が本件火災の原因となった放火の犯人であると主張するが、その放火犯、放火の手段の特定はされておらず、本件火災発生前後の放火犯人の行動も不明である。かえって、■■■と■■■とは平成11年12月24日午前1時ないし2時に■■■市内にいたのであり、■■■市から■■■市までの移動に要する時間を考えても、同人らによる上記放火は不可能である。

(2) 本件約款26条4項による免責の成否(争点2)について

(被告の主張)



書類である可能性が高い。また、■■■■からの仕入れに係る商品については全く裏付け書類がなく、原告が提出した第4期の決算報告書の記載内容も信用し難いものである。なお、原告の決算報告書及び領収証の記載からは、本件明細記載商品を含む本件商品の所有者は原告とみるべきであるが、問題は以上のとおり原告の主張するような高額の商品が本件の対象である建物内に存在したのか否かである。

本件明細記載商品を含む本件商品についての被告の損害認定額は、本件明細記載商品が存在したものと仮定した上でも、約1700万円であり、原告は実損害額の10倍もの保険金を偽造の領収書を交付して取得しようとしたのであり、原告の不実申告の悪意は明白である。

(エ) 原告が主張するように■■■■から原告に保険金額の増額を勧めた事実はなく、原告から増額を申し出てきたのであり、その際、■■■■は、建物の保険金額を減額している。また、乙29の什器備品損害明細書及び乙31の商品損害明細書の字が■■■■の筆跡と異なるものであることは甲4の2の保険の明細目的書の筆跡との対比からも明らかである。

(原告の主張)

ア 不実申告と保険金不払の範囲について

本件約款16条は保険契約者等の告知義務を定め、その違反には契約解除という権能を与え、また、本件約款17条は保険契約者等の通知義務を定め、その違反には拡大損害部分に限っての保険金支払の免責及び契約解除の権能を与えている。

本件約款26条4項を上記各規定と比較すると、同項が保険契約者等の提出義務違反、不実表示の違反に対して保険会社に保険金全額の免責を与えているのは保険契約者にあまりに酷である。したがって、同項は、保険金詐取等の信義則上許されない目的で通知義務を怠るか不実の表示をした場合に限り保険会社の免責が認められ、それ以外の理由による同項違反の

場合は義務違反によって保険会社が被った損害部分のみについて免責が認められるという限度において有効であると解すべきである。

イ 不実記載について

(ア) 原告が本件火災により被った被害は、本件商品の合計で約1億円に達し、

これに本件什器や本件建物の焼損による損害が加算されるのであって、本件火災の被害は深刻であり巨額なものである。このように大きな被害を被った■■■■は、心労もあり、被告会社従業員である■■■■氏及び被告会社の指示を受けた■■■■氏の対応について不満を抱き、以後同人らと本件火災原因等の調査をめぐって激しいやりとりを行うこととなった。原告による損害申告は上記のような状況下に、■■■■にいわれるままに作成押印して提出したもの(乙29の什器備品損害明細書、乙31の商品損害明細書の字は■■■■の字である。)であり、■■■■は、自らが保険金増額加入を勧め、高い保険料を取ってきたことへの自責の念から、とにかく原告の損害が1億円を超えるようにやみくもに指導したのである。したがって、申告書に高額な備品の計上や通常店舗総合保険の対象となる倉庫内にある備品としては場違いな印象を受ける品名があったとしても、それは原告の故意によるものではない。上記申告書等の内容については、本件建物の新築工事の概算見積りを記載した「御見積書」(乙16)など、その提出があったからといってこれが損害の申告それ自体と受け取る者はいないようなものも含まれており、被告がこのような幼稚な計上に左右されることはないはずである。

被告は、原告の思い違いなどを利用して、わざと不実申告をさせ、保険金の支払を拒否しているのであり、このような被告が保険金全額の支払を拒否できるとするならば、原告にあまりに酷である。

(イ) 本訴において本件商品に係る保険金を請求していないのは、原告の規模や原告と■■■■との関係等を考えると、法律家の眼から見て本件商品が



原告に帰属するのか、個人に帰属するのかにつき疑問があったためであるが、原告が本件商品を原告に帰属するものと思い込んでいたとしても落ち度はなく、悪意で所有権の帰属をすり替えたものではない。

(ウ) 被告は、本件明細記載商品の仕入先について裏付けである領収書が偽造に係るものであると主張する。しかし、原告とから台湾人業者との取引は岸壁荷渡しの方法によるもので、原告は岸壁でから依頼を受けた男に代金を支払うのであるから、上記領収書の署名が本人のものでないことはあり得ることであって、上記領収書は偽造文書ではない。

(エ) 被告は、本件明細記載商品の価額の実額性に疑問を呈するが、は、本件契約2の締結に当たり、本件明細記載商品の実在を確認した上、これに基づいて保険料率が算出されているのであり、これは保険の目的明細書（甲4の2）の記載から明らかである。

(オ) 原告は、事前に商品運び出して隠したり、火災を免れて隠存しようとしたり、ない商品があるものと偽って保険金請求をするものではない。

### 第3 当裁判所の判断

1 前記争いのない事実等に加えて甲1, 2, 5, 7, 15ないし18, 42, 50, 51, 乙3ないし8, 12, 13ないし38, 43, ないし45（枝番を含む。）、50及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、平成8年5月17日に設立された資本の総額300万円の有限会社であり、がその実質上の経営者である。

(2) 本件建物は、登記簿上、昭和45年3月1日新築とされ、平成6年11月7日付けで同年8月23日売買を原因として株式会社から名義の所有権移転登記が、また、平成10年6月3日付けで同月1日売買を原因とする原告名義の所有権移転登記がそれぞれ経由されている。は、株式会社から、平成6年8月17日、本件建物をその敷地及びその他の土地とともに代金1000万円で買い受け、原告は、

平成10年6月1日、からこれらの土地建物を代金1000万円で買い受けたものとされている（甲15ないし17）。なお、はの長女が代表者を務めるいわゆるのグループ企業の一つである。本件建物の平成5年度の固定資産評価額は455万6324円（従業員宿舍部分を除く。）及び74万7889円（従業員宿舍部分）、平成11年度の固定資産評価額もそれぞれ455万6324円及び74万7889円である。

(3) 本件建物については、平成10年7月6日以前から保険金額を5000万円とする本件各契約と同種の保険が付され、その後本件契約2によりその保険金額が3500万円とされ、本件建物内の営業用什器備品設備については、平成10年7月6日以前から保険金額を1000万円とする本件各契約と同種の保険が付され、その後本件契約1によりその保険金額が2000万円とされ、本件建物内の商品については、平成10年7月8日から本件金額を1000万円とする本件各契約と同種の保険が付され、その後本件契約2により本件明細記載商品（本件中国衝立、本件茶ダンス、本件ダンス、本件仏像8体、本件大黒像及び本件観音像の6品）につき保険金額を3500万円とする保険が追加されたが、これらの保険契約はいずれもを代理店として被告との間で締結されたものであった。

(4) 本件建物（従業員宿舍部分を含む。）は、国道42号線の東側に隣接する敷地（面積約955平方メートル）内に建てられた鉄骨一部木造平屋一部中2階建建築面積823.28平方メートル、延べ面積998.86平方メートルの建物であり、道路側の方に昭和45年に建てられた南北38.15メートル、東西18.20メートルの鉄骨造一部中2階の店舗と昭和46年に店舗の北東側に増築された木造平屋建トタン葺居室（98.28平方メートル。従業員宿舍部分）及びその南側の木造平屋建トタン葺のトイレ兼浴室（20.44平方メートル）並びに木造平屋建トタン葺のオイル室（10.

24平方メートル)から成っており、店舗部分の西側(道路側)の南側半分に接続して外壁を利用して鉄骨の骨組みでテントが建てられていた。店舗の出入口は道路側に位置し、敷地の東側と南側に小さな空地があり、本件建物の北方に原告所有の鉄骨平屋建の倉庫が隣接して存在する。本件建物の東方は山である。

- (5) 本件火災は、平成11年12月23日午後10時20分ころ発火し、氏名不詳者からの119番通報により同日午後10時36分に■■市消防署において覚知された。消防隊が火災現場に到着した同日午後10時52分当時、国道に面したスチールシャッターのある玄関部分の左右のガラスが割れて室内から火災及び白煙が出ており、シャッターの前に駐車してあった白色ワンボックス車の座席からも火災が出ていた。同日午後10時53分に放水を開始し、同月24日午前零時13分ころ火勢を鎮圧し、同日午前1時20分ころ鎮火した。
- (6) 鎮火後の状況は、本件建物が全焼とされ、店舗部分は、天井が湾曲して中央付近で床面の高さまで落ちており、特に北西側が床面の床板が焼失し根太が焼け落ち、階段及び中2階の床が跡形もなく焼け落ち、わずかに残る天井から吊り下がった根太の西側の方が焼け細っており、シャッター付近にあった木製の大きな像2体の全体に強い焼燬が入るなどしていた。また、シャッターは閉じられた状態であり、表面の外周等に強い焼燬がみられ、その上方の底部分は建物に近い方向に強い焼燬がみられた。店舗部分裏側のオイル室は、南側外壁の西側(店舗側)の方が柱及び梁がすべて焼失し、屋根も東側半分を残して焼失していたが、東側出入口の外壁の波板トタンには焼燬等がみられず、その内部も入口付近の木柱は上部が焼けているが下部には焼燬がみられず、柱にはすべて焼燬が入っているが東側の柱に比べ西側の柱に強い焼燬がみられた。トイレ兼浴室は、東側から見分すると外壁及び屋根のトタンが焼け落ち、柱及び軒げただけが残っており、西側の軒げたは焼失し、東

側の柱は焼け残っているが南側の柱は南向きに倒れ、西及び南側の柱は上部が焼き切れており、梁は焼失していた。トイレ兼浴室の北側の居室(従業員宿舍部分)は、東側部分は柱、梁は残っているが、外壁は焼け落ちており、西側部分は柱、壁及び梁は焼き切れて焼失しており、屋根は東部分をわずかに残して焼け落ちており、出入口部分を構成している西側の柱から西の梁は焼け切れて落ちていた。玄関南側のテント部分の屋根のシート部分も東側(店舗側)部分が全体的に焼けていた。シャッターの前に駐車してあった車両の内部は焼けて運転席と助手席のシートは骨組みだけとなり、前部座席のサイドガラスは両方とも跡形もなく割れており、運転席側(店舗側)のドアには強い焼燬がみられるが、助手席側(国道側)のドアには外からの焼燬はみられず、屋根は炭等が落ちてぼこぼこの状態であった。本件建物の北側に隣接した倉庫の焼燬は外観上みられなかった。また、店舗の南側に現在使われていない少量危険物の屋外タンクが存したが、同タンクには変形等はみられなかった。

- (7) 平成11年12月25日午後1時30分ころ、本件火災現場に火災の再燃防止を目的として■■市消防本部の広報車が出動し、同月27日午後2時ころ、再度出火したとの通報を受けて■■消防分団らが本件火災現場に出動して消火作業を行い、同月28日午前1時30分ころにも再度の出火の通報があつて同消防分団が本件火災現場に出動し消火作業を行った。原告は、同日午前、本件建物の土間付近の焼残物をブルドーザーで攪拌撤去した。
- (8) ■■市消防本部消防士作成の原因判定書(乙4)によれば、出火建物の判定として、店舗部分より出火し、その後店舗裏の建物及びテント方面へ延焼したと思われることより、出火建物は店舗部分と判定するとされ、出火箇所との判定として、店舗の北西シャッター付近より出火し、店舗の中2階部分に延焼し、店舗東側及び中央付近へと延焼して、建物全体へと延焼していったのではないと思われることから、出火箇所は店舗北西シャッター付近

と判定するとされている。そして、出火原因の判定として、出火箇所付近には事務所西側に置かれたストーブ、店舗で入口付近に置かれたストーブ、スポットライト、コンセント、コードリールが出火の可能性があるほか、放火、漏電、たばこの可能性についても検討するとして、事務所西側に置かれたストーブ及び店舗入口付近に置かれたストーブについては、周囲の床が残っていることから、出火の可能性は低く、コンセントについては、コンセントのコードが焼けずに残っていること及びダンボールが上から燃えており、ダンボール下の床が残っていることから、ダンボールの重みによりコンセントのコードが押しつぶされて発火に至ったという可能性は否定され、コードリールについては、熔融痕等がみられないことにより発火の可能性は否定されるとするが、スポットライトについては、シャッターの付近にスポットライト（投光器）が2体の像を照らし出すために取り付けであったとされ、コンセントが差し込まれたままダンボールの下より発見されていることなどから、出火当時電気が通っていたと思われるところ、供述調書（乙10）のとおりにシャッター付近に積み重ねられていたダンボールの上端がスポットライトまで30センチメートル程度の距離しかなかったとすれば、スポットライトによる熱によってダンボールが熱せられ発火する可能性は否定できないとされ（ダンボールは下の方しか残っていないところからして上の方から燃えたということが分かる）とされる。また、放火については、玄関の鍵は玄関付近に落ちていて施錠の有無は確認できておらず、シャッターの施錠も確認できておらず、居室（従業員宿舍部分）の裏口の施錠状態も焼燬が強く確認できておらず、人が建物内に侵入することができた可能性はあるから、放火の可能性は否定できないとされ、以上によれば、本件火災の出火原因を特定するに当たり、スポットライトによる加熱又は放火の可能性が考えられるが、原因の判定には至らず不明であるとされている。なお、■は、本件火災発生の日である平成11年12月24日に行われた■市消防本部によ

る事情聴取に際し、店仕舞いにするため商品をダンボール詰めにして本件建物の中に入れ、本件スポットライトのコードの上にダンボールを積み重ねた、本件スポットライトのあった側に最も接近して積んだダンボール箱と本件スポットライトまでの距離が約30センチメートルくらいしかなかったように思う、作業がすべて終了したのは午後8時ころで、その後、建物の中の電気及び本件スポットライトの電気をつけたまま、施錠確認をして、午後8時半ころ、■町の社長の家に犬の餌をやりに行ってから、午後9時ころ■に向けて出発した、などと供述していた（乙10）。

- (9) 被告が株式会社■に委託して行った本件火災の焼残物中の可燃性液体等の調査結果（乙50）によれば、本件明細記載商品のうち本件大黒像及び本件観音像が置かれていたとされる場所（シャッター付近。乙32）付近で採取された火災焼残物から灯油に由来する可能性を有する成分が検出されている。
- (10) ■は、本件火災発生の日である平成11年12月24日、破産者有限会社■の在庫商品一覧表（乙19）を取り寄せたが、そこに記載された在庫商品の取得原価は合計で1331万5760円とされていたところ、これらの在庫商品（以下「本件預り商品」という。）は、■が平成11年3月10日に代金140万円で買い受けたものであった（甲42）。
- (11) 原告は、平成12年1月10日付けで、■市消防長に対し、建物火災損害届出書（乙7）及び収容物火災損害届出書（乙8）を提出したが、収容物火災損害届出書によれば、焼燬物品の購入価格の合計は3億0304万円と記載されていたほか、本件預り商品に相当する「競売物件預り一式 ■様」の購入価格が6000万円等と記載されていた。
- (12) 原告は、平成12年2月4日、被告に対し、火災・新種保険金請求書（乙13）、原告の同年1月12日付け印鑑証明書（乙14）、同日付け資格証

明書(乙15), [ ] 株式会社作成の同月26日付け「(仮称) [ ] 倉庫新築工事」の概算見積金額の記載された御見積書(乙16), 什器備品損害明細書(乙17), 商品損害明細書(乙18)及び前記破産者有限会社 [ ] の在庫商品一覧表(乙19)を提出した。これらのうち, 上記御見積書には, 本件建物の新築工事概算見積金額が1億1930万円と記載されていた。また, 上記什器備品損害明細書には, 本件火災による修理不能な什器備品に係る什器備品名, 損害数量及び購入単価が記載されていたが, その合計額は3000万円に及ぶものであった。さらに, 上記商品損害明細書には, 本件火災により損害を受けた商品名及び損害額が記載されていたが, そこに記載された金額は合計3億円に及ぶものであった。なお, 上記商品名中には, 本件預り商品に相当する「競売物件( [ ]) 預かり一式」の損害額が6000万円と記載されていた。

- (13) 原告は, 平成12年2月23日, 被告に対し, 火災・新種保険金請求書(前記(12)の火災・新種保険金請求書(乙13)に保険金の振込口座を記入したもの), 損害申告書(乙21), 「在庫」と題する書面(乙22), 原告宛ての領収証3通(乙23ないし25。以下「本件領収証」という。)及び書類提出不能理由書(乙26)を提出した。これらのうち, 上記損害申告書には, 「保険金支払の対象となる損害申告額」として, 建物につき1億1930万円, 什器備品につき2331万7700円と記載されていた。また, 本件領収証は, 本件明細記載商品の仕入れの裏付けとして提出されたもので, その内訳は, 台湾の住所が記載され [ ] の署名押印のある平成11年6月30日付け金額1300万のもの(乙23), 台湾の住所が記載され [ ] の署名押印のある同日付け金額950万のもの(乙24)及び台湾の住所が記載され [ ] の署名押印のある同日付け金額1250万のもの(乙25)であった。さらに, 上記書類提出不能理由書には, 提出を依頼されている書類のうち, 書類名「直近の棚卸」について, 「当社設立が最近なので棚

卸しはしていません」と, 書類名「在庫高確認書」について, 「長年にわたり仕入が有り, 現在の金額でははんだんがしにくい」とそれぞれ記載されていた。

- (14) 原告は, 平成12年3月3日, 被告に対し, 損害申告書(乙27), 在庫高確認書(乙28), 什器備品損害明細書(乙29), 什器備品等配置図(乙30), 商品損害明細書(乙31)及び商品配置図(乙32)を提出した。これらのうち, 上記損害申告書には, 保険金請求の対象となる損害申告額として, 建物につき1億1930万円, 什器備品につき2552万0770円と記載されていた。また, 上記在庫高確認書には, 本件火災発生直前における本件建物内収容の商品の総在庫高は自社分で2億1577万円と記載されていた。また, 上記什器備品損害明細書は, 前記(12)の什器備品損害明細書(乙17)とほぼ同一内容で合計金額が2552万0770円と記載されていた。さらに, 上記商品損害明細書は, 前記(12)の「商品損害明細書」(乙18)の記載内容を補充, 訂正したもので, 商品名中「競売物件( [ ]) 預かり一式」(本件預り商品)については, その損害額が前記「在庫商品一覧表」(乙19)に記載された在庫商品の取得原価の合計額である1331万5760円に訂正されていたほか, 損害額の合計が2億1577万円とされ, 番号21番までの骨董品合計4383万円は [ ] 個人のものであり, これを控除した金額が1億7194万円と記載されていたが, 仕入先名, 仕入先電話番号, 仕入理由, 損害数量, 事故時の保管容器及び容器に保管可能な数量, 販売先(一般顧客, 特定顧客の別)及び特定顧客名がいずれもすべて未記入であった。
- (15) 被告は, 原告に対し, 平成12年3月7日付けで, 本件に関する質問事項を記載した質問書(乙33)と題する書面を送付し, 原告は, 同月14日付けでその回答をしたが, これによれば, 前記(14)の損害申告書(乙27)に記載されていない商品の損害申告額は前記(14)の商品損害明細書(乙31)

に記載された1億7194万円であるとされ、また、上記商品損害明細書(乙31)において仕入先名、仕入先電話番号、仕入理由が記載されていない理由として、「長期にわたり仕入の為及残高帳火災焼失」と記載されていた。

(16) 原告は、平成12年6月、被告に対し、原告の第4期(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)決算報告書(乙34)、「未払金」と題する書面(乙35)、「買掛金」と題する書面(乙36)、「売上」と題する書面(乙37)、「仕入」と題する書面(乙38)を提出した。なお、上記決算報告書中勘定科目内訳明細書は、これが添付されていないものを提出した後に被告から要求されて追完したものであった。これらのうち、上記決算報告書中勘定科目内訳明細書には、固定資産の内訳書において、本件建物(従業員宿舎部分を除く。)の帳簿価額が608万3110円と記載され、上記「未払金」、「買掛金」、「仕入」に対応する勘定科目明細が付されていない。また、上記「買掛金」、「仕入」及び決算報告書によれば、本件商品の仕入先は本件領収証3通に係る■■■■、■■■■及び■■■■並びに■■■■のみで、本件明細記載商品を除く商品の仕入先はすべて■■■■であり、本件明細記載商品についてはいずれも現金決済されたものとされ、また、原告の■■■■からの仕入れについてはその全額(1億3694万円)が買掛金として未払の状態とされていた。なお、上記決算報告書上、当該年度の原告の売上高は604万8000円とされている。

(17) 原告代表者で■■■■の妻である■■■■及び■■■■の長男である■■■■は、いずれも、平成9年10月8日破産の申立てを行い、同年12月25日破産宣告及び破産廃止の決定を受け、平成10年4月24日免責決定を受けたが、同人らの破産申立書には、■■■■は、■■■■有限公司、■■■■有限公司、有限公司■■■■(変更前の商号有限公司■■■■)等の事業を営んできたが、主たる金融取引先である■■■■農業協同組合から取引を打ち切られたことなどにより倒産状態となり、■■■■の平成9年10月5日当時の負債は元利合

計16億6487万1870円と記載されていた(乙43の2, 21, 23, 同44の2, 11, 13)。また、■■■■も、平成10年3月26日破産の申立てを行い、同年4月8日破産宣告を受けていた(乙45の1, 2)。

2 まず、原告が本件火災により本件各契約に係る保険の目的に生じた損害につき不実の申告をしたか否かにつき検討する。

(1) 前記認定事実によれば、本件各契約に係る保険の目的のうち、建物については、原告は、平成12年2月4日、被告に対し、本件建物の新築工事概算見積金額を1億1930万円とする同年1月26日付け御見積書(乙16)を提出し、同年2月23日被告に提出した損害申告書(乙21)及び同年3月3日被告に提出した損害申告書(乙27)において、いずれもその損害額を1億1930万円と記載しているところ、本件建物は、登記簿上、昭和45年3月1日新築とされ、平成5年度の固定資産評価額も平成11年度の固定資産評価額もいずれも455万6324円(従業員宿舎部分を除く。)及び74万7889円(従業員宿舎部分)であり、■■■■のグループ企業である■■■■においてこれをその敷地及びその他の土地とともに代金1000万円で買い受けているというのであるから、原告が本件火災により建物に生じた損害額を故意に著しく過大に申告したことは明らかであり、このことは、原告の前記第4期決算報告書(乙34)の勘定科目内訳明細書に本件建物(従業員宿舎部分を除く。)の取得価格を608万3110円と記載していることから裏付けられる。

(2) 前記認定事実によれば、原告は、本件什器備品について、平成12年2月4日、合計3000万円に及ぶ購入単価が記載された什器備品損害明細書(乙17)を被告に提出し、同年2月23日に提出した損害申告書(乙21)においてその損害額を2331万7700円と記載し、同年3月3日に提出した損害申告書(乙27)においてはその損害額を2552万0770円に訂正するとともにそのような購入単価が記載された什器備品損害明細書

(乙29)を提出し、また、本件明細記載商品を含む本件商品について、平成12年2月4日、本件明細記載商品を含めて合計3億円に及ぶ損害額が記載された商品損害明細書(乙18)を提出し、同年2月23日には本件明細記載商品について原告宛での〇〇名義、〇〇名義及び〇〇名義のそれぞれ金額1300万円、950万円及び1250万円の本件領収証3枚(合計金額3500万円。乙23ないし25)を提出し、同年3月3日、前記商品損害明細書(乙18)の記載内容を補充、訂正したものとして、損害額の合計を2億1577万円、〇〇個人のもを控除した金額を1億7194万円と記載された商品損害明細書(乙31)を提出し、被告の同年3月7日付け質問書(乙33)に対して本件商品の損害申告額は1億7194万円である旨回答したというのである。

しかしながら、本件什器備品については、前記各什器備品損害明細書(乙17, 29)に記載された購入単価を裏付けるに足りる客観的証拠は提出されておらず、本件明細記載商品を除く本件商品についても、「競売物件預り一式(〇〇)」(本件預り商品)を除いて、いずれも原告の実質的経営者である〇〇からの仕入れとされているところ(しかも、原告が被告に提出した前記「未払金」、「買掛金」と題する書面によれば、その全額が未払の状態である。)、これについては、「在庫」、「買掛金」と題する書面(乙22, 36)が提出されているのみで、〇〇がこれら個々の商品を買入れたことを裏付けるに足りる帳簿、伝票等の書類は一切提出されていない。

この点、〇〇は、被告の調査担当者に対し、本件火災発生当時本件建物内には4億円ないし5億円相当の商品を置いてあり、本件明細記載商品については、いずれも、〇〇、〇〇及び〇〇が〇〇の自宅に売り込みに来て購入したもので、平成11年6月30日に自宅で本件領収証記載の金額を現金で支払った、また、自宅の金庫に常日頃から数千万円の現金を保管しており、本件明細記載商品を含めて、仕入れた商品についてはこの金庫から現金

を引き出して業者に支払っており、資金が少なくなると個人名義の普通預金口座から現金を引き出して補充している、などと説明し(乙42, 48)。なお、〇〇の長女も同旨の説明をしている。乙49)、証人尋問においても、本件明細記載商品についてはいずれも平成11年6月30日に自宅に業者らが来て代金を現金で支払った、金庫には1億ないし2億の現金を置いている、などといった供述をしている。

しかしながら、そもそも、前記認定事実によれば、〇〇の妻である〇〇及び〇〇の長男である〇〇は、いずれも、平成9年12月25日、破産宣告及び破産廃止の決定を受けており、同人らの破産申立書からは、〇〇のグループ企業が主たる金融取引先である〇〇農業協同組合から取引を打ち切られたことなどにより倒産状態となり、〇〇にも平成9年10月当時元利合計で16億円に及ぶ負債が存した状況がうかがわれるのであって、このような状況にあった〇〇が、その後1年余の間に、常時数千万円ないし1,2億円といった現金を用意して1億円を超える商品の仕入れが可能な経済状態にあったとは到底信じ難い。また、乙42によれば、被告の調査担当者が本件領収証(乙23ないし25)に記載された〇〇、〇〇及び〇〇の各住所地等を調査したところ、そもそもその住所の存在自体が確認できないものもあるなど、当該住所地と領収証の名義人の関連が認められず、〇〇についてはその実在も確認できず、〇〇及び〇〇についてはその実在及び〇〇との取引関係ないし交友関係の存在は確認できたものの、いずれもその領収証(乙24, 25)を偽造であるとして否定したというのであり、〇〇の供述等する本件明細記載商品の取引態様の不自然さをも併せ考えると、本件領収証の成立を認めるのは困難というほかない。結局のところ、〇〇が本件明細記載商品を含めて総額1億円を超える商品を現金を支払って仕入れた旨の前記供述等は到底採用することができないというべきであり、本件商品の仕入価格を裏付けるに足りる的確な証拠は全くない。

これらの事情に加えて、前記認定事実によれば、原告は、前記のとおり本件火災により建物に生じた損害額を故意に著しく過大に申告しているのみならず、本件保険金請求に先立って、平成12年1月10日付けで損害見積額を合計3億0304万円と記載した収容物火災損害届出書(乙8)を〇〇市消防長宛てに提出した際、同届出書において〇〇が平成11年3月10日付けで代金140万円で買い受けた本件預り商品の購入価格を6000万円と記載し、平成12年2月4日被告に提出した商品損害明細書(乙18)においても本件預り商品の損害額を6000万円と記載し、平成12年3月3日被告に提出した商品損害明細書(乙31)においても、本件預り商品の損害額を前記在庫商品一覧表(乙19)に記載された本件預り商品の取得原価の合計額である1331万5760円と記載するなど、損害額を故意に著しく過大に申告している事実が認められるのであって、これらを併せ考えると、本件火災により本件明細記載商品を含む本件商品及び本件什器備品に生じたとされる損害については、全体として、故意に著しく過大な申告がされているものと認めざるを得ないというべきである(のみならず、少なくとも建物及び本件明細記載商品については、著しく過大な保険金額による保険契約が締結されていたと認められる。)

(3) 以上によれば、原告は、本件火災により保険の目的とされた建物に生じた損害のみならず、建物内の機械設備什器備品(本件什器備品)及び本件明細記載商品を含む商品(本件商品)について生じた損害についても、全体として故意に著しく過大な申告をしたものと認められる。

3 そこで、本件火災による損害が原告(関係者)の故意又は重大な過失により発生したものであるか否か(争点1)について検討する。

(1) 前記認定事実によれば、本件火災は、鎮火後の現場の状況からみて、原因判定書(乙4)記載のとおり、本件建物店舗部分の北西シャッター付近より出火し、店舗の中2階部分に延焼し、店舗東側及び中央付近へと延焼して、

建物全体へと延焼し、店舗裏の建物及びテント方面へと延焼していったものと推認するのが相当である。本件火災当時上記シャッターの前に駐車していた車両(白色ワンボックス車)については、運転席側(店舗側)のドアに強い焼燬がみられ、助手席側のドアには外からの焼燬がみられないことからして、店舗側の火勢により燃えたものと推認され(乙4)、この認定を左右するに足りる的確な証拠はない(乙51に照らすと、甲62もこの認定を左右するに足りない。)

しかるところ、前記認定のとおり、原因判定書(乙4)においては、出火原因として、放火と本件スポットライトによる加熱の可能性が考えられるとしているほか、原告は、漏電の可能性を指摘している。

まず、本件スポットライトによる加熱の可能性について検討すると、確かに、乙6、12によれば、出火場所付近にスポットライト及びダンボールが存在した事実、延長コードのコンセント部分にはスポットライトのコードの差込部分が差し込まれたままの状態であり、延長コードの差込部分も電源のコンセントのすぐ近くに落ちていた事実、付近の床面に置かれたダンボールはその側面及び上面がほとんど焼失し、床面にわずかに残っている事実が認められ、原因判定書記載のとおり、本件火災発生当時本件スポットライトが通電状態にあった可能性は否定できず、ダンボールの上の方から燃えたとすれば現場の状況とも矛盾しないといえることができる。しかしながら、原因判定書の判断は、本件スポットライトのコードの上にダンボールを積み重ね、その上端と本件スポットライトとの距離が約30センチメートルくらいしかなかったという〇〇の供述を前提にしているところ、積み重ねられたダンボールと本件スポットライトとが〇〇の供述するような位置関係にあったことを裏付けるに足りる的確な証拠はない上、被告の委託を受けた株式会社〇〇〇〇のスポットライト照射実験の結果(乙40、41)によれば、200ワットの汎用のレフ電球を使用してダンボール箱の側面と電球との間隔を

15センチメートルとして3時間継続照射した場合でも、外側面で最高153.1度までしか上昇せず、発火するには至らなかったなどというのであり、本件火災発生当時の外気温をもしんしゃくすれば、本件スポットライトの加熱による発火の可能性は、なお完全には否定できないとしても、かなり低いものといわざるを得ない。

次に、漏電の可能性について検討すると、■は、■市消防本部による事情聴取や被告の調査担当者の聴取に対し、雨が降るとブレーカーがよく落ちた(乙9)、天候によっては幾度かショートしたことがある(乙48)、などと供述し、また、■は、本件火災発生当日の平成11年12月23日朝、本件建物の店舗部分で焦げるような臭いがするのに気付いて■に点検に来てもらった(甲65、証人■)などと供述しているが、乙48によれば、■は、被告の調査担当者に対し、本件火災の数日前に■から電話で電気系統の依頼を受け、1、2日前に本件建物に赴いたが、不在のため、何もせずに帰った、確かに本件建物の配線は古く以前に配線を取り替えたこともあるが、個人的には配線が原因で出火したとは考えられない、などといった供述をし、また、甲45の1、2によれば、弁護士法23条の2第2項に基づく照会に対しても、本件火災の1、2日前ころ原告から電話があり見に行って調べたが別に異常がなかったという趣旨の回答していることに照らすと、■及び■の上記供述を直ちに採用することはできず、他に本件建物店舗部分の北西シャッター付近からの出火と漏電との関連をうかがわせるに足りる的確な証拠はない。

他方、前記認定事実によれば、出火場所と推認される本件建物店舗部分のシャッター付近で採取された火災焼残物から灯油に由来する可能性を有する成分が検出されており、乙6(実況見分調書)によっても、付近に石油ストープ等の存在はうかがわれないというのであり、以上説示したとおり他に確たる出火原因は見当たらないことからすれば、本件火災の原因については放

火による疑いが濃厚というべきである。

(2) そこで、本件火災が原告関係者の放火によるものであるか否かについて検討する。

前記のとおり、■の妻である■及び■の長男である■は、いずれも、平成9年12月25日、破産宣告及び破産廃止の決定を受けており、同人らの破産申立書からは、■のグループ企業が主たる金融取引先である■農業協同組合から取引を打ち切られたことなどにより倒産状態となり、■にも平成9年10月当時元利合計で16億円に及ぶ負債が存した状況がうかがわれるのであって、本件火災当時、原告の実質的経営者である■が1億円を超える商品の仕入れを現金で行い得るような経済状態にあったとは到底信じ難いこと、それにもかかわらず、原告は、本件建物及び本件明細記載商品について、著しく過大な保険金額による保険契約を締結した上、前記認定事実によれば、本件火災発生の翌日である平成11年12月24日に本件預り商品に関する在庫商品一覧表を取り寄せるなど、本件各契約に基づく保険金請求のための準備に着手した様子がうかがわれ、保険の目的の全体にわたり本件火災により生じた損害について当初から一貫して著しく過大な申告をし(被告に対してのみならず■市消防長に対する収容物火災損害届出書(乙8)においても■がわずか140万円で取得した本件預り商品の購入価格を6000万円と申告している。)、本件明細記載商品については偽造である可能性の強い本件領収証(乙23ないし25)を提出するまでしていること、出火時間が夜間である上、出火当時本件建物内は無人の状態であり、周囲の状況からして他の建物に延焼する可能性も低いとみられること、■の供述(乙10、証人■)からは本件火災発生当日■において普段は屋外に置いてある商品を本件建物内に大量に搬入した様子がうかがわれること、出火場所が本件明細記載商品の一部(本件大黒像及び本件観音像)が置かれていたとされる場所に近く、しかも、その付近で採取された火



炎焼残物から灯油に由来する可能性を有する成分が検出されており、鎮火後、シャッター付近に強い焼燬の入った木製の大きな像2体が存在したこと、■及び■の本件火災当時の行動に関する同人らの供述については、■と■が■市内のサウナ（■）に行ったという供述の裏付けとなる■の領収証（甲52。再発行）の時刻の記載が従業員の記憶のみに基づくものであるとされ、また、サウナに行く前に立ち寄ったとされる■市内の焼肉店関係者の供述が変遷するなど、的確な裏付けに乏しいこと（乙48、49）、乙48、49からは■が被告の調査担当者による出火原因及び損害等に関する調査に非協力的であった様子がうかがわれること、以上のとおり認められるのであって、これらを総合すれば、本件火災については、原告関係者による関与が相当程度疑われるものといわざるを得ない。

しかしながら、■及び■の本件火災当時の行動に関する同人らの供述内容については、これを明確に否定するに足りる的確な証拠もなく、他に本件火災への関与が疑われる原告関係者の存在を認めるに足りる的確な証拠もないことに加えて、甲44、乙42によれば、本件火災発生前の平成11年3月21日、本件建物敷地内に灯油が流出し、消防自動車が出動して土嚢3袋、吸着マット8枚で処理するといった出来事があった事実が認められることなどを併せ考えると、それ以上の主張、立証を欠く本件においては、以上説示した諸事情を総合考慮しても、なお、本件火災が原告関係者の放火によるものと断定するには足りないというべきである。

(3) 以上によれば、本件火災による損害が原告関係者の故意又は重大な過失により発生したものであると認めることはできないから、本件約款2条1項(1)により本件各契約に基づく保険金の支払を免れる旨の被告の主張を採用することはできない。

4 次に、本件約款26条4項の規定により本件各契約に係る保険金の支払を免

れる旨の被告の主張について検討する。

本件約款26条4項は、被告は保険契約者又は被保険者が提出書類につき知っている事実を表示せず若しくは不実の表示をしたときは保険金を支払わない旨規定しているところ、前記2において説示したとおり、原告は、本件各契約に係る保険の目的（本件建物、本件什器備品及び本件商品）の全体にわたり、本件火災により生じた損害について故意に著しく過大な申告をしたものと認められる。

この点、■は、本件火災後、■にいわれるがままに、本件建物の新築工事を前提とした概算見積書（乙16）を提出し、その金額をそのまま損害申告書（乙21、27）に記載し、什器備品損害明細書（乙17、29）や商品損害明細書（乙18、31）は■が自ら適当に見当を付けて記載したものであるなどと供述する（甲66、原告本人）。しかしながら、甲4の2の筆跡と対比しても乙17、18、29、31の各書類が■の筆跡によるものであると直ちに認めることはできないのみならず、前記認定事実によれば、■は、被告に対する本件保険金請求に先立って、本件火災発生の翌日である平成11年12月24日に■が代金140万円で取得した本件預り商品に関する在庫商品一覧表（取得原価の合計が1331万5760円と記載されたもの）を取り寄せ、原告において平成12年1月10日付けで■市消防長に対し本件預り商品の購入価格を6000万円、焼燬物品の購入価格の合計を3億0304万円と著しく過大に記載した収容物火災損害届出書（乙8）を提出するなどしているのであって、これらに照らすと、■の上記供述を直ちに採用することはできない。そして、以上説示したところによれば、原告は、本件建物を■のグループ企業である■においてその敷地及びその他の土地とともに代金1000万円で買い受けていながら本件建物について保険金額を当初5000万円、減額後も3500万円とする保険契約を締結し、また、本件明細記載商品について保険金額を3500万円とする保険を追加するなど、著しく

過大な保険金額による保険契約を締結した上、少なくとも本件火災の発生を奇貨として、本件各契約に係る保険の目的の全体にわたり、本件火災による損害について著しく過大な申告をしたのみならず、本件明細記載商品については偽造である可能性の強い本件領収証（乙23ないし25）を提出するまでして、保険金額満額の取得を企てた経過が明らかというべきである。そうであるとすれば、本件約款26条4項について原告の主張するような解釈を取る余地があるとしても、以上のような事実関係の下においては、原告は、信義則上許されない目的で本件火災により生じた損害に関する前記提出書類に不実の表示をしたものと認められるから、被告は、本件約款26条4項により、本件各契約に基づく保険金の支払を免れるというべきである。

- 5 以上によれば、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却すべきである。よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 西 川 知 一 郎

裁判官 田 中 健 治

裁判官 石 田 明 彦